

# 任意協議会を設置

## 合併など検討開始

小田原市と南足柄市は、10月21日、合併や中核市移行などについて検討するため「中心市のあり方に関する任意協議会」を設置し、第1回会議を開催しました。協議会には、会長に小田原市長、副会長は南足柄市長が、委員には両市の副市長、市議会議員、市民団体代表者らが就き、33名の体制で約1年かけて協議します。

### ▽これまでの経緯

平成27年12月18日、両市は、事務レベルの「県西地域における中心市のあり方研究」結果を踏まえ、安定的な行政サービス提供体制の構築と県西地域の広域連携体制の強化に向けて、中心市のあ



任意協議会 第1回会議

り方に関する協議を行うことのできる体制を整えました。

この合意に基づき、今年2月2日に両市長は共同会見を開き、合併や中核市1への移行の是非などを検討する任意協議会を10月に設置すると発表しました。

### ▽協議の背景

小田原市議会は、2市による任意協議会の設置に先がけて、「県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会」を設置しました。

### 小田原市議会 「中心市のあり方に関する調査特別委員会」を設置

同委員会では、議会として、2市による合併の是非を含め広く検証し協議することを目的に、調査・研究を行うこととしています。

### ▽協議の内容

協議会では、来年8月までの9回の会議で①合併②中核市移行③新たな広域連携について協議を行います。特に合併検討では、新市まちづくり計画の策定や2市の各種事務事業調整、市民アンケート調査

2市では、かつてない人口減少と少子高齢化の急速な進行がもたらす生産年齢人口減、それに起因して市の収入が減少する一方、義務的経費（支出が制度的に義務づけられている経費）が急増することなどの課題を共通認識しつつ、将来展望を共に見据え、県西地域での「中心市」のあり方を協議するとしています。

### \*1 中核市

人口20万以上の指定都市以外の都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度で、小田原市のように特例市であった都市は平成32年3月31日まで人口20万未満であっても、中核市の指定を受けることができます。

### \*2 任意協議会

法律上は何の定めもなく、文字どおり任意に設置されるもので、協議される内容や範囲はそれぞれ決めます。

### \*3 法定協議会

合併 またメンバーの中から任意協議会の委員として、4名を選出しています。今後、月1回の任意協議会の開催に合わせて、特別委員会が開催されます。

をするときに必要な「合併市町村基本計画」の作成や合併することの是非も含めた合併に関するあらゆる事項の協議を、公式に行う場として設置。設置に当たっては、関係市町村の議会の議決を経て、規約を定めること等が必要とされています。

# 小田原市の財政推計

## 平成34年度 14億円の収支不足

市は、平成28年度から7年間の財政推計を行った結果、平成34年度に約14億円の収支不足に陥ると、8月の「中心市のあり方に関する調査特別委員会」で報告しました。財政推計は、平成27年度決算額を基礎に積算したもので、歳入では生産年齢人口減により市税が徐々に減少し、歳出では、扶助費（生活保護費・児童手当など）や行政経費などが増加することで、平成34年度に収支不足が生じると分析しています。推計では、平成34年度の歳入額64.2億円に対し、歳出額は78.2億円、約14億円の収支不足が見通となりました。また財政推計には、芸術文化創造センターや市立病院建替えなど、影響が不確定な大規模事業などは含まれていないため、収支不足は、さらに膨れ上がる可能性があります。市では、収支不足を解消する具体的な手立てを現時点では示していません。（関連記事4面）

# 小田原市斎場

## 現在地に建替え

### 平成31年4月 新設オープン

現斎場の老朽化の進行と今後の火葬需要の増加に対応するため、小田原市は、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の1市5町とともに「小田原市斎場事務広域化協議会」を設置し、建替えに向けた検討を行ってきましたが、火葬炉の基礎（現の基）を増やし、現在の敷地内に新設することを決めました。

### ■整備方針・運営

現斎場敷地内に新斎場を整備し、平成31年4月から供用を開始。小田原市が1市5町から事務の委託（費用負担）を受けて運営しますが、所有権は小田原市に帰属することになります。

### ■整備手法

なお、現斎場を運営しながら新斎場の建設工事が進められます。財政負担の平準化や事業の安定性、継続性に加え、利用サービスの向上が見込めるとして、事業



建設イメージ

手法にPFI\*4のBTO方式を採用しました。

### ■PFI事業者

同協議会では、PFI事業者の募集と選定を行い、4応募者の中から（株）浅沼組横浜支店を

代表企業とする浅沼グループを優先交渉権者とし、同グループが設立した小田原斎場PFI株式会社と本年6月に平成46年3月末までを事業期間（維持管理・運営期間15年）とする事業契約を締結しました。

### ■費用負担

昨年10月、小田原市と1市5町は「新たな小田原市斎場に関する基本協定書」を締結し、斎場事業に要する費用負担（建設費及び維持管理費等）のあり方などを定めました。

### ■事業費・スケジュール

事業予算額は約63億円。平成29年5月までに基本設計と実施設計を行い、29年度から施設本体の工事に着手し、31年度に供用開始する予定となっています。

すでに、本年10月から工事期間中に使用する臨時駐車場の設置工事を開始しています。

### \*4 PFI

公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法で、費用を抑え良質な公共サービスを提供することを目的とした新しい公共事業の手法です。

### \*5 BTO

民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者に所有権を移転します。その後、民間事業者が維持管理と運営を行う事業方式です。正式名称を、Build - Transfer - Operate（ビルド・トランスファー・オペレート）といい、頭文字をとってBTOと呼ばれています。

# 「墓地経営条例」改正へ

## 最も厳しい規制に

市では、大規模な墓地造成計画が浮上るたびに、近隣住民と経営許可申請者との間で様々な問題や摩擦が生じていることから、墓地等の適正化等を図ることを目的に「小田原市墓地等の経営許可等に関する条例」等を改正します。改正条例は、市議会12月定例会に上程されます。

平成24年に県から市へ墓地等の経営許可等の権限が委譲されたから、墓地等の経営許可等は「小田原市墓地等の経営許可等に関する条例」等により運用されています。

しかしその後、大規模な墓地の計画が持ち上がるたびに、近隣住民等から墓地建設の反対運動が起り、市議会への陳情書の提出など、墓地等の経営許可申請者と近隣住民等との間で様々な問題を生じています。

これらの現状を踏まえ、市では、墓地等の適正化と周辺環境との調和を図るため、同条例・規則の改正に踏み切りました。

墓地経営許可等に関する主な改正ポイントは、  
▼墓地の経営主体が、市内に「主たる事務所」を有する宗教法人等であること  
▼主たる事務所を有する継続期間は5年以上であること  
▼全ての土地が自己所有であること  
▼墓地等と人が居住または使用している建物から110m（既に経営許可を受けている場合は除く）離れていること  
▼設置場所は、主たる事務所がある境内地に隣接又は近接する土地であること。  
改正条例は、市議会12月定例会に上程され、施行は来年4月1日を予定しています。